

令和8年1月23日

保護者 各位

津島高等学校附属中学校

## 食物アレルギーに関する調査について

本校では、食物アレルギーを有するお子様が、安心して安全な学校生活を送ることができるよう、食物アレルギーに関する調査を実施いたします。

つきましては、裏面フローチャートをご確認いただき、「食物アレルギーに関する調査票」【様式1別紙1】をご記入の上、1月26日(月)・27日(火)に入学確約書とともに提出してください。食物アレルギーの対応が必要な場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」や申請書類を、調査票提出時に配付します。後日、それらの書類を基に保護者の方と面談を行い、対応について相談させていただきます。その後、本校で開催する「食物アレルギー対応委員会」において対応を決定します。

なお、本校の給食は、津島市の学校給食センターからの提供となります。そのため、津島市の学校給食における食物アレルギー対応に基づき対応させていただきます。対応方法については、国や県の指針に従い、安全性を最優先とするため、「自己除去（自分でアレルゲンを取り除いて食べる）」は認めておりません。

津島市の学校給食における食物アレルギー対応は、主に以下の方法があります（微量混入の可能性は完全には排除できません）。

| 対応等    | 内容                                                                                                                                                  |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飲用牛乳対応 | 乳アレルギー症状のある生徒に対し、飲用牛乳を除去します。<br>牛乳代金は、年度末にまとめて返金します。                                                                                                |
| 除去食対応  | 卵・乳で食物アレルギーを発症する生徒に、アレルゲンを含む食品を加えない料理を提供します。<br>(例) ・ かきたま汁の卵を除去し、すまし汁を提供する。<br>※ ただし、卵焼きなど、除去することができない料理は除去食を提供できませんので、無配膳対応となります。                 |
| 無配膳対応  | 主食・飲用牛乳・副食において、アレルゲンを含むものは配膳（提供）しません。                                                                                                               |
| 一部弁当持参 | 除去食による食物アレルギー対応ができないことにより、提供されない（無配膳となる）主食や飲用牛乳に代わる飲み物、副食を家庭から持参する対応です。                                                                             |
| 完全弁当持参 | 学校給食の提供が困難である対象者※において、毎日弁当を持参していただきます。<br>※ 調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや注意喚起表記（食品表示法）程度の混入でアレルギー症状を発症する、原因食品が多品目である、食器や調理器具の共用ができない、油の共用ができない、などの場合です。 |
| 成分表配付  | 食物アレルギー対応を希望する保護者等に主食及び副食に含まれるアレルゲンのうち、特定原材料及び特定原材料に準ずるものの有無がわかる成分表を配付します。                                                                          |

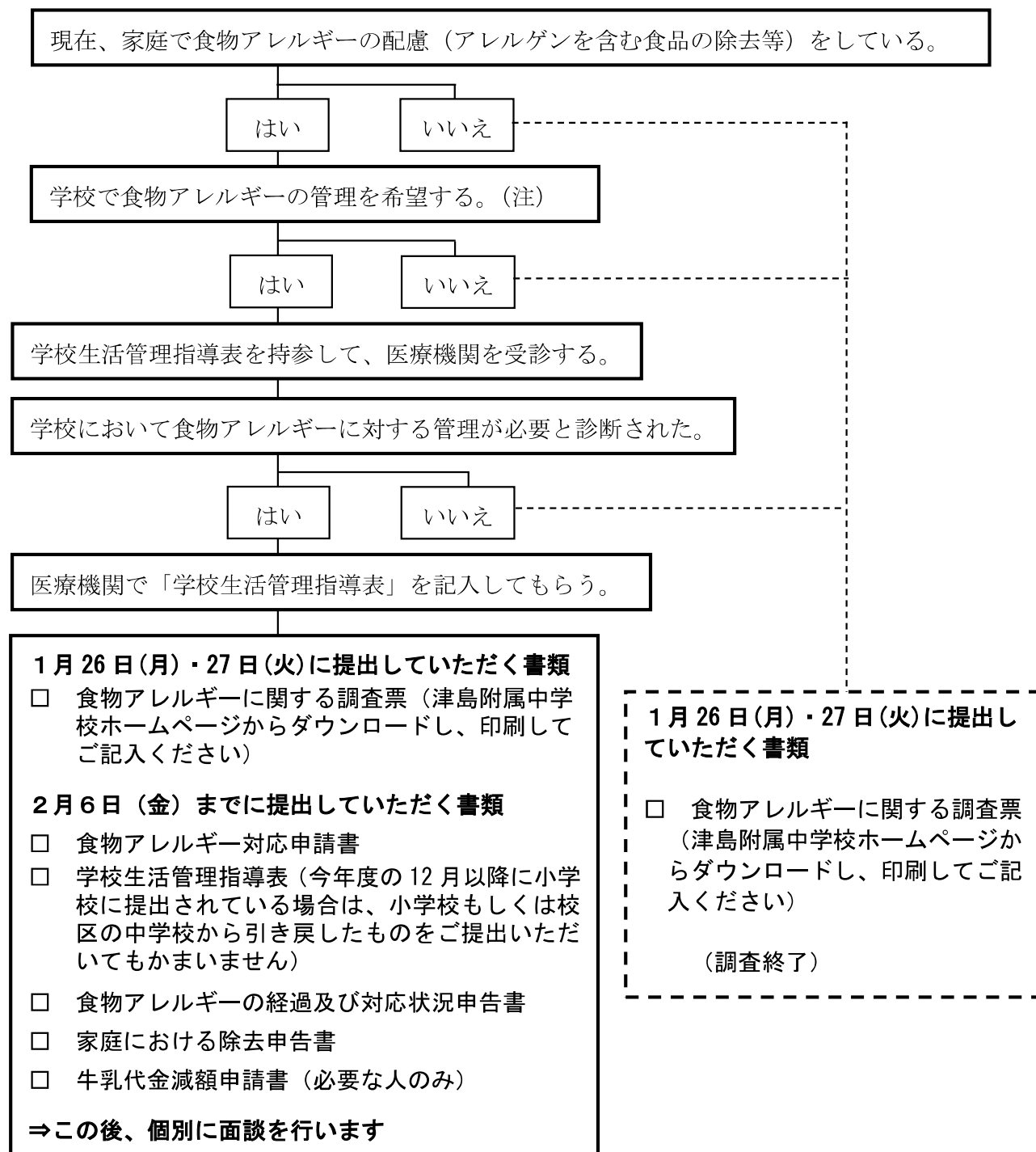
※ 内容についてご不明な点等がございましたら、お手数ですが下記担当までご連絡ください。

&lt;担当&gt;

津島高等学校附属中学校 河村・伊藤

連絡先：0567-28-4560

## 食物アレルギーに関する書類の提出について（フローチャート）



（注）【学校での食物アレルギーの管理について】

学校給食（給食の時間）、食品を扱う授業や活動、体育・部活動等運動を伴う授業や活動、校外活動（特に宿泊を伴う校外活動）等において、誤食を防止したり、体調の変化に応じた対応をしたりする必要があります。対応のための取組を行う場合を指します。

**学校給食でアレルゲンの確認が必要な場合や、エピペン<sup>®</sup>を処方されている場合は**、学校での対応が必要となりますので、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を**必ず**お願いします。

また、食物アレルギー対応に関する委員会等において、学校での食物アレルギーの管理が必要であると判断された場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いすることもあります。

なお、令和4年度診療報酬改定において、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは、食物アレルギー患者の通学する学校医に対して必要な情報（学校生活管理指導表）を提出する場合は、診療報酬の算定の対象（保険適用）となりました。ただし、主治医と学校医が同一の場合は、対象となりませんのでご注意ください。

## 食物アレルギーに関する調査票

津島高等学校附属中学校 受検番号 \_\_\_\_\_

ふりがな  
生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_

各質問について、該当する項目に○を記入してください。

問1 現在、食物アレルギーはありますか。

☐ ある

「ある」に記入された場合、以下の質問にお答えください。

☐ 過去にあったが現在は無い

調査終了です。

☐ ない

調査終了です。

問2 食物アレルギーの原因食品は何ですか。

[ ]

問3 今までどのような症状が出ましたか。（あてはまる項目全てに○をしてください。）

☐ じんましん、かゆみ、むくみなどの皮膚症状☐ 眼がかゆくなったり、まぶたが腫れたりなど眼の粘膜症状やくしゃみ、鼻汁、鼻がつまる☐ 口の中やのどの違和感やはれ、のどのかゆみ、イガイガ感☐ 腹痛や嘔吐、下痢☐ のどが締め付けられる感じや呼吸がしづらいなどの呼吸器症状☐ アナフィラキシーショック※ 原因食品 ( )☐ その他 [ ]

問4 現在、家庭で除去している食品はありますか。

☐ ある

食品名

[ ]

☐ ない

問5 食物アレルギーに関して、医療機関を受診していますか。

☐ 定期的に受診している。（1年以内に受診している）☐ 以前受診したが今は受診していない。最終の受診 [ ] 歳頃☐ 病院で検査・診断を受けたことはない

問6 アレルギーに関して処方されている薬等がありますか。

☐ エピペン® ☐ 抗ヒスタミン薬 ☐ その他 [ ]☐ 特になし

問7 学校活動での食物アレルギー対応を希望しますか。

☐ 希望する ☐ 希望しない

希望する場合は、問8もお答えください。

問8 学校給食での食物アレルギー対応を希望しますか。

☐ 希望する ☐ 希望しない

## ※アナフィラキシーショック

皮膚症状と呼吸器症状等、複数の臓器に重症のアレルギー症状が同時に現れる状態を「アナフィラキシー」と呼び、これに、ショック症状（血圧の低下若しくはそれに準ずる状態）を伴うことを「アナフィラキシーショック」といいます。

## 完全弁当持参の考慮事項

下覧について対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、医師の指示があった場合、安全な給食提供は困難であり、完全弁当持参を考慮します。

| 項目                                          | 留意内容                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                     |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 調味料・だし・添加物等の除去が必要な場合                        | 原因食物                                                                                                                                                                                                                                                    | 個別対応する食品項目                                                          |
|                                             | 鶏卵                                                                                                                                                                                                                                                      | 卵殻カルシウム                                                             |
|                                             | 牛乳・乳製品                                                                                                                                                                                                                                                  | 乳糖・乳清焼成カルシウム                                                        |
|                                             | 小麦                                                                                                                                                                                                                                                      | しょうゆ・酢・みそ<br>小麦そのものの表記は無いが含まれる香辛料など<br>の一部に使用があるもの（コンソメなど）          |
|                                             | 大豆                                                                                                                                                                                                                                                      | 大豆油・しょうゆ・みそ<br>加工品に含まれる大豆由来の植物性たんぱく質、植物性油脂（マーガリン、チョコレート、ホイップクリームなど） |
|                                             | ゴマ                                                                                                                                                                                                                                                      | ゴマ油                                                                 |
|                                             | 魚類                                                                                                                                                                                                                                                      | かつおだし・いりこだし・魚しょう                                                    |
|                                             | 肉類                                                                                                                                                                                                                                                      | エキス                                                                 |
| 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある場合 | 注意喚起例                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                     |
|                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一工場、製造ライン使用によるもの<br/>「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています」</li> <li>・原材料の採取方法によるもの<br/>「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています」</li> <li>・えび、かにを捕食していることによるもの<br/>「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています」</li> </ul> |                                                                     |
| その他                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多品目の食物除去が必要</li> <li>・食器や調理器具の共用ができない</li> <li>・揚げ油の共用ができない</li> </ul>                                                                                                                                          |                                                                     |